

特13
725



山梨県立中央図書館蔵

人の了管違

香雪居士戯著

人の了管違次篇

香雪居士戯著

第三章 華族の了管違の下

華族の品行

(前号の續き)

華族の品行なるものを何を別に古今の別あるにあらず概して之と言へば古今共に不品行ならざるもの少なり然れども古來此習慣に依て封建時代の大名なるものを假令其中に於て或を吉原に流連するものあり公然や小性を愛するものあり一やを雖やも是只千百人中の一人ある或を數百年間一二人あるに過ぎざるを昔時の不品行あるを乃を其外形に顯れを只内部の中

二
辨に係れるを以て其實地を知るものハ僅々宦官閹門の
數人に過ぎぬして他の表向きの家來なるものハ我主人
に幾人の愛妾ありや又如何なる舉動ありしや甚しき愛
妾の跋扈或ハ權臣の權を玩する如き不都合あるハ非ざ
れば通例ハ外ニ漏れざるを以て幾分ハ其本人の品行を
外面に裝飾し得たるが故に今日の如き甚しき馬脚を外
部に現ハさざりし可るべし
昔時の品行ハ是のみならず通例外ハ幕府の沙汰を憚り
内ハ幾分ハ家老用人乃面に對し斯かる不品行あるとき
ハ家名に對し身分に對し頗る影響を及ぼすを以て君主
ハ常に其欲を逞しくするを得ざるなり

昔時其妾を容るゝに其内部ハ兎も角も外聞に至るとハ
口實の頗る此の醜行を掩ふべきものあり曰く繼嗣かき
ときハ上ハ祖先に對し不孝の子孫とかり下ハ國除るれ
家亡ぶ故に己を得ず妾を以て此の不都合を防ぐの何
を淫樂の爲めにするにあらず經に曰く後かきを不孝の
大やす其れ孝ハ百行の本かり君既ハ子かくして不孝の
經を侵さハ何を以て臣民を御せん是妾ハ己を得ざるに
出るかりと頗る立派に言ふべし而して其妾を容るゝも
直接に自家より之を要めると言えずして之を奥方より
勸むるや明言せり是れ外部よりして之を見れん天適孝
子なる慈孫かりや言えざる可らず

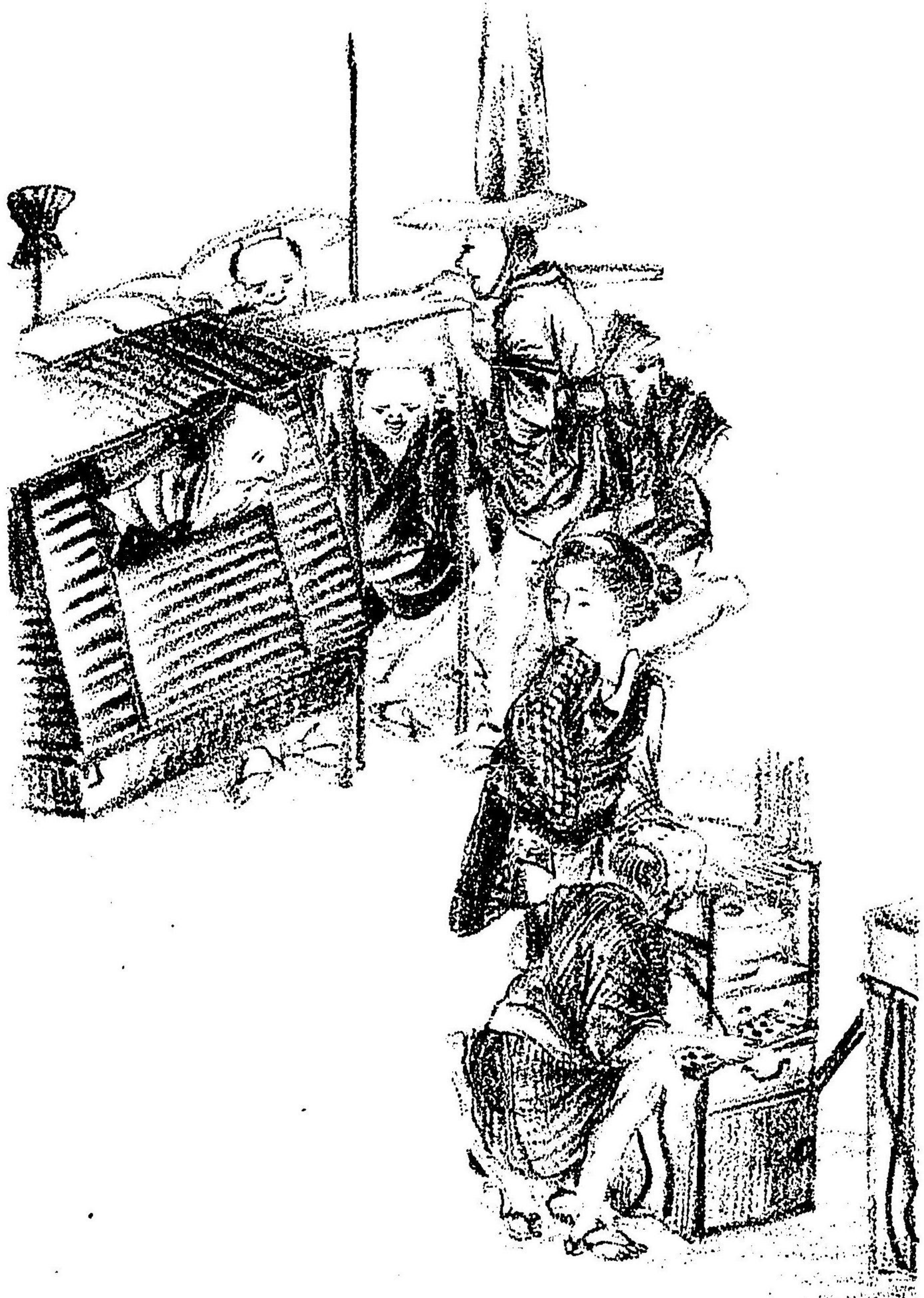
經代事ふる當時は之お以て一種の法律とも見倣べき
 程の勢力を有せしものあるを以て暫く之を不問は措く
 も一方即ち妻君たるものゝ人情よりして之を論れハ
 大に忍ぶ能えざるものなきにあらざるべし
 通例夫の外は女を持てるを見まハ脆然として怒らざる
 妻あらざるかゝ而るは婦人よりして其夫は對し自己乃
 權限の幾分を割以て見す知らずの他の婦人は與へて甘
 心あるものあらんや若し強て之を以て婦人の情願は出
 るものとせば此の婦人は是白痴にあらされ狂人なる
 べしさかきたる婦人の性ハ吝且妬あるものよして頭飾
 の如き一物たりとも他人は與ふるを吝し他人のその

を見て欣羨するの情の切なるものなるに如何そ自家の
 良人を把て他の婦人をして其滋味を嘗めしむるを欲せ
 んや此の一策ハ却て其本人乃品行を蔭蔽せんと欲して
 益す其人情は近らざる所を人に示さば近らくして謂
 はゆる耳を掩ふて鈴を盗み頭をくくして尻かくす能えざ
 るものなり笑ふべきの至ることといふべし
 昔時の醜狀を蔭蔽したる時は於ては猶此の如き不都合
 を免るゝ能えり而るは即今に至りてハ幕府に對する
 遠慮もなく白髮老爺の家老用人は對する斟酌もなく親
 近を左右よして利口を前後にし且又自由の説一度耳は
 入るや男女同權論を借置き自由自在只富有の勢力に任

るを壓抑されたる欲火の反動の勢を逞たく志江よ野よ朝よ暮よ只淫樂よ是從事するを誰よ遠慮をあらはとそ世間見ぞの籠鳥よ一時よ籠を脱して其涉獵を縦ひまよよする如く道德禮義も棚へ放り上げたる有様ハ實よ言語よ絶し談論よ斷へたる次第よて遂よ今日を馬鹿の異名乃如く愚玩され新聞ハ好種子となれるや淺間敷次第ならんや

且又昔時代遊樂を只一事ハ妾三昧位の事よ過ぎし或ハ家法よよりいやくなからて文學を治め武藝を演ぜるところ或ハ公邊の役目もあり臣下よ對する勤もあり分らぬとも管内の政も聽るねえならぬ何も格式是も舊例と

種々の事物の一身よ纏着るを以て心を那の一點即ち遊事よのこ專よとる能ハは頗る人間らしき務もありたるなれとも今日ハ僅々御所の御禮よ一年よ五六度外よ會館の寄合銀行の付き合位よして何も之そといふ程の務あるよあらされを彼の逸れば愈淫を習よして精神の九分九厘ハ此の一點即ち遊事よ傾斜し盡したるを以て其勢實よ底止をべらざる如し而して昔時ハ一大快樂たる妾を容るゝ一事よ就ても頗る制限ありて或ハ其家格を正し身元を擇み本人の品行等を驗して衆人の鑑識を経たる後よあらされを容るゝ能えざりしも今日ハ然らず車力の女よても鳶人足の妹よても只意の欲



する處誰か一個の不の字を唱ふるものなきは以て往々
葛藤を生ずるのこならぬ貴重をへき大名風ハ變じて酒
落なる輕薄の風を來すよ至る此の風たる温厚の風と酒
落なる風との一種の新抱合を起せるを以て恰も其風た
る黒羽二重の五紋付よ古渡唐棧の羽織を着るるか如く
是に至り遂よ其純良なる風儀を一變するも亦歎るを
き次第なり

華族の品行ハ前にも説けるが如く不都合千万なる地位
よ立至るたり夫れ品行なるものをも人の信用を來たもの
第一緊要なるものなるよ斯く鼻持をならぬ放蕩淫逸な
るもの多きを以て如何よ其榮爵あるにせよ富貴あるに

せよ誰が中心より感服して之を恭敬するの念の生せん
や是人望を得ざるの第一の原因とを以ふべし

華族の体力

華族の体力ハ概して之を言ハゞ尪弱にして筋骨柔軟劇
勞に堪也へきをのよあらず其原因を常々多くの人を左
右に召使ひ戸障子の開閉と坐臥進退共に他人に靠依
ざるを以て筋肉を勞ずることなく只天然の生育力によ
る其体を構造しざるを以て婦人の体質と少しも異な
ることなし

華族の内にハ或ハ昔ハ鎗劍を勉強したるものあり又
家風より是非稽古せしめざるものありとハ雖とも素

よる其好む處よもあらざれを只一時其責を塞くよ過き
ざりしなれば素よる刀槍を以家業とする士族と同じ
るへきやうもなく且又其相手あるものを皆其家來なる
を以て劇しく其腕や頭を叩くハ氣の毒よ思ふ情もある
或る人情勝てハ悦び負くれを怒る處の理を考へ追従な
る劍術の遣ひ方を却て不爲やを思へやもあとにて主人
の機嫌を損むるハ又妙からざる處あれを常よ三本よ一
本ハ其頭を叩くも二本ハ先彼に一步を譲るの勢をせし
自然主人をして驕慢の心を起さしめ勉強力を薄くせし
め武藝を勉強するも十分成業するよ至らざ故に身体を
強壯とするの利益をあらざるなり少しく武藝に心掛け

たるものすら斯の如し況や本人を好まず家風を斯く嚴
重ならざる家よる婦人の手よ成長しゆるものをや
體質を元より天然に成長し得るものなりと雖と之を
して強壯ならしむるハ人造法即ち労働よ如くものかし
此の労働の習慣となるや甚しき徴效を著ハすものにて
或ハ其体量を増大よするものあり即ち相撲取の如し或
ハ其局部を強固或ハ増大よするものあり雲助の肩飛脚
の足劍術者の右の腕の如し然るよ華族なるものハ一も
此の労働法を行えざるを以て其天然の發育の幾分を害
せしや疑ひあり
加之からる其體質の虛弱なる原因ハ其父の早婚か或ハ

早く婦人よ近づきて父の体質の虚弱にかゝたる後よ生
したるものありて代々此の習弊を受次ぎ遂よ其良種を
害せしものなるべく此の理ハ既に醫者動物學者の常よ
論ある處なり

又他の一原因ハ本人即ち現今成長せるものも錢あるよ
まゝせ早婚か或ハ若年よして自由よ淫樂を縱まよせ
しより其体質の成長を遂くる能えざるよ因るかるべし
一体動物ハ生熟せざる前に淫樂を縱まよせるときは
大よ其成長を害するもれなり狗牝如きも其身体の小な
るを欲するときを早く交合せしむれを遽かに成長力を
止め再ひ長大からざ華族の体力乃薄弱なるも其父或ハ

祖先乃遺傳ねらさきを必だ本人の代よ至りて此の弊害
よ陷るるなるべし

精神と体力とを常よ一致するも乃よて虚弱ねは体質ね
るべきハ思考。識別。其他意思の作用ハ薄弱ねらしむ此乃
理を亦常よ心理學者動物學者醫學者等の験せし處の確
説なす前篇の知識の處よ於て示せる如き弊害ハ必だこ
の身体の虚弱ねはより其原因を致すや亦疑を容れざる
處あり

故よ華族を以て其身体乃強固を十分ねらしめんと欲せ
れば能く其淫慾の制限を定め其子其孫と順次よ健全法
を行ひ其人種を改良するよあらざれを到底完全の人間

ねるまゝと思える

華族の氣象

氣象尤精神の一部よして氣質の働きの外部に發露したるものなり故に其働きの強弱敏鈍ハ他の精神の諸作用の如く体力に如何に關すること多し
一事ある是非とも之をねし遂げんや欲し或は困難を顧みず勇進して疑をさざるは敢爲乃氣象或ハ勇邁の氣象をどし稱して人乃尤尊ふべき處よして勇氣武勇なるといへるも皆此氣象よる發する處なり
体力の薄弱なるものよ此の氣象たるを概言する能はれと雖とも素より人ハ自ら恃む處ありハ從て其氣象の豪

邁よして隨分敢爲の所行をあるをこれなれやも己れの心中に恃む處なきや往々卑怯未練の了簡の出るハ通例の人情なるべし

蕩息子の平生ハ温順篤行なるものに酒を飲み遠るよ登樓することあり此乃登樓あるを乃を素よる褒むべき事からざるを以て平生の氣象を變じて大に舊發敢爲ならしむる所以ハ何をや酒に精神を衝動を懐中竊かよ錢あるは恃みて斯く大膽なる所行に及ひたるや疑ひなかるべし是れ胸中恃む處あるを大に其氣象を變化し大膽ならしむる能き証據なるべし

蓋し豪邁の氣象とハ卑怯の根生と反對なるものよて今

此の卑怯なる根生の方より見解を下さる如何なる氣象
と豪邁とあるは容易すく分解すべし

卑怯の根生とハ常ニ此の事を己れに成るまし或は此
の人とを對敵し難しと思ひ居るに偶然其事あり或ハ
其人あるは際會するときを滿身之か爲めは畏縮し胸裏
悸々然たるを他かし胸中曾て之を對する決定心なきを
以て周章狼狽とする是怯人の常ニ暗夜自ら鬼を見る所以
あり

此の豪邁の氣象あるは智力の以て之を處するの方ある
る腕力の或ハ之を敵とするに堪ゆるの決心ありて斷然決
行し得るものにはあらざる能ざるあり

然るは華族なるものを此の肝腎なる豪邁の氣象の元素
とを稱しへき處の智体の二力ハ既に前にも説ける如く
なるは以て其氣象の卑屈末練なる今我輩の言を待て然
る後知るからざるあり

華族なるものハ從來の習慣といひ平生の動作といひ一
も智徳体氣の教育を受けざる其の爲す處ハ偶々以て智徳
体氣を傷害するに足るもの多し是れ榮爵祿利ありて雖
とを有益の事業となし能ざるの源因なるべし

或曰く此の論ハ實ニ盡せり今更別ニ論むべきなりと雖
餘り過甚なる痛論なる無らんやと華族の内にも隨分右
の諸弊を脱し獨立せるものなきはあらざる故に一概に擯

斥たるの理なからんと予ハ此の言を以て理を知らざるものとしてざるを得成る程三百有餘の諸侯及び舊公家等の内稀ニハ理論を解するものもあり腕力あるものもありなるなれども是九牛の一毛ニ過ぎぬ此の一毛を以て遽らに全部をトするを得へけんや
夫れ亞細亞ハ古しへより豪傑乃輩出せる處なれども未だ之を以て亞細亞人ハ皆豪傑なりと斷定を下す可らざると同じく偶ま一二の傑出したるものありとも之を以て華族一般を論す可らざるなり常ニ一社會一徒黨の榮譽功名を得るハ一人一個の能くある所ニ止らす必ず結合衆力の始めて此の權を有すべきなり

或又曰く華族ハ無智無識なり体力弱きかり氣象怯なるなりと論をせよと是皆空論よりして一ハ實跡なきものといふべしと

此の言する一々詳細ニ實証を引くまてをなく只一二の引例よて此の説を挫くは足るべし今夫を著述の業たる人間社會の事業ニ於て尤學識才力を用するものよて古へを既に博覽強記才識乃三の者を兼ねざる能ざる所の業とせり今華族專ら當今を指す古人ハ大日本史等の大著述あり其外にも著述なきよも非されとも莫大の財力や多數の學者を集めて成れるものよて決して自身の著述とハ云ひ難しの内にて著述せるものありや翻譯



せるものありや假令之あるを例の九牛の一毛なるべし
是華族の學識薄きの好き一証となすべし
体力氣象を要する事業に於てハ軍陣に如くものなり而
るに維新より以來砲煙彈雨の中に立ち將を斬り旗を攀
ぐり天適功名手柄を顯えし國の爲め義務を尽しよるも
の幾人をもなるべし蓋し之あるを亦僅々ならんのは是
れ華族の体力氣象に缺乏たる一大証と言えざる可あら
ず
且又華族乃政事上の感覺に遲鈍なることハ眞に驚くに
堪へざるものにて其狀よる百姓の政事の感覺なきを異
なるなり只政府に従順に王室に恭敬なるハ古へよりの

習慣は公方ハ大切なすへきものゝ天子ハ恭敬すへきを
のぞ思ふに因りて知らぬ識らぬ今日の姿となするを
べし

蓋し華族は政事上の感覺は乏しきハ恠しむべきが如し
幕府の時代にハ瘦ても枯ても領分を支配し政事を取行
ひしをば今日に至りて却て此乃感覺の劇しかるへきと
る當然なる如し然るは此の感覺は乏しき源由ハ他事に
あらぬ成る程舊幕時代ハ治者即ち政府となりて治め
たるは相違なげきとを其政治をるものハ多く家來の手
に任るせ日々義務として聞く所のことぞ素より己の
所好はあらぬ只毎朝登城せる家來より言上をることハ

先祖代々の渡世なれを己を得ず時刻中ハ辛抱するもハ
 雖とも心常ニ此よりあらむ倦み果て聞も厭ハく頃ニ廢
 藩とかり其後ハ衣食ニ勞苦あるにもあらむ從來の束縛
 ハ從て解け實に重荷を卸したる姿よる飄々然や東京ニ
 集り遊樂勝手の世の中やなりたるを以て如何んる從來
 厭き果てたる政事なると再び關係するの念の生る理
 あらんや
 今華族ニ政事の感覺ニ乏しきを責むるハ猶菓子屋の小
 僧ハ甘きものを好まざるを恠しむに同し是を昔時の政
 事を義務よりせしめあらず先祖代々の家業なきを己を
 得て從事せしむ故に今日に至るを之を避けんとこそ

華族の務

すれ豈自ら好む之ニ携さるる念の生すへけんや

一体人間を各其長所を以て生活し且國ニ尽むの務とせ
 ざる可らむ故ニ百姓ハ其尤長する所の耕作を以て自ら
 生活志又之を以て國ニ尽むの用ニ務めとなすへく町人
 ハ商賣をなして以て自ら生活し又國に尽すへく此の外
 大工ハ家を造り鍛冶屋ハ鉄を以て器具を作し船頭ハ船
 を押すへく兵隊ハ軍陣ニ立て敵を禦學者ハ時人の先導
 者とかり誘導する等各其力に相應したる務あらざる
 かり是皆各其長する所なり
 若し之に反し百姓を以て鉄を以て器具を作らぬ大工

をして船を押さしめ町人びして家を作らしめ船頭を
 して商賣をかきしめ藝者をして軍をせしめハ其成功か
 きのこならぬ却て失敗は招くべく且又能えさること恰
 も泰山を狭んで北海を越ゆるの類たるを免れざるべ
 志
 きれ人々皆其長所に應したる事物を以て渡世する之
 を應分の力を盡すものといふべし故に華族を亦其長所
 を持ち出し以て自ら生活し又國に對するの義務を盡さ
 ざる可らず
 借華族の所長ハ何そや如何よせハ此の所長を以て自ら
 生活し又國を盡せを得るべきや是を吟味せざる可らず且

此の篇は論すべき第一緊要の事項あり
 政府や人民の間は立ち恰を英國の貴族の如くよし以て
 務を拂えんよ是を能えざるなり夫を此の事業よる學識
 あり才智あり事務に達練し世故に暗熟し且人望あるに
 非され成る能えざるに此の數事ハ前よもいへる
 如き知識品行よるハ迪も出來へき理あり實に華族の禁
 物とせよふへきハ知識を以て自ら立ち且國に盡すとい
 ふ一條なるべし故に之を以て華族を責むる能はず故に
 智力を以て事をかきんとせよ一點ハ思ひ止まらざる可
 らず
 知識の一方ハ思ひ止まりて借腕力を以て用をかきんよ

こと亦智識と同しく華族に於てハ尤貧乏なる一點なれ
 とも此の相談を先つ見合せとせざるをらば故に之は兵
 ともかし護國の義務を負ふにむるを恰も三千の女兵を練
 つりたると同じあるべし到底智力腕力氣象等を要する
 商賣柄ハ華族に於て禁物たるべし
 智力腕力氣象ハ既よ之を以て事をかす可らず然りや雖
 とも華族の諸力の内に於て尤も衆人より超越するもの
 ハ金力の一方あるのことの力ハ實に華族の特有性なれ
 とも華族ハ之を使用するの外自ら生活し且國に盡すの方
 法あるべし
 然るとも之を使用する乃方法たる是亦難中の難事にし

て容易に成し得べき業にあらば如何とせよ只猥りに
 之を使用して以て足れずと見るにあらば之を正真有益
 の業よ使用せしめんと見るのこ
 正真有益の業に使用せんと欲すれば彼の華族に禁物な
 る智識かくんハ能えざるなり然れども智識も他人の智
 識をも借きて以て使用するを得へけむ今日之急務を
 専ら此の特有性から使用するに於て其人を擇む其方法
 を講ぶ所謂華族應分の務を盡すを上分別と見るべし
 此に二論者あり甲も華族の腕力を以て應分の力を盡さ
 しめんと爲めに海陸軍を編入して素養の責を免れむ
 べし乙も華族ハ開拓に従事するを鉄道會社を起すべ

志或も舊領地より歸り産業を起し合せて舊藩の生計を助
 け以て應分の務めを尽しべしや
 此の二論者ハ華族の爲めに好き指南者といふべし而し
 て予も考ふる所ハ甲論者の説を可からざるハあらば
 然るを彼の尤貧乏なる腕力を使用せよや強るハ是を
 藝者よ土を擔つあせ娼婦に薪を割らしむるハ同じく到底
 言ふべく行を難き説ならざるハきを得んや
 乙論者の説を之に異ねて金力の一段に至りてハ何を自
 身の従事せざるを他人の代りて之を使用し金を得るけ
 せハ此の方法を尤妙かるといへし彼の腕力の如きハ他
 人の之より代りて其力を使用する能なきを到底華族の

今日の務ハ只金力の一方よりよるハあらざるハ他に良法
 あらざるべし此の論たる甚よし錢ハ我を得て之より代り
 て使えん彼の腕力ハ我之より代る能なきをねる否之より代
 るを欲せざるか

人の了管違次篇終

明治十二年六月十一日出版御届

定價金拾五錢

大阪府平民

著者兼
出版人

天野 峻

北區綱島町壹丁目貳番地

大の木市兵衛

柳原喜兵衛

森本太助

岡田茂兵衛

三木佐助

書籍會社

花井宇助

鹿田靜七

梶田喜藏

松村九兵衛

大前川善兵衛

吉岡平助

阪淺井吉兵衛

岡嶋真七

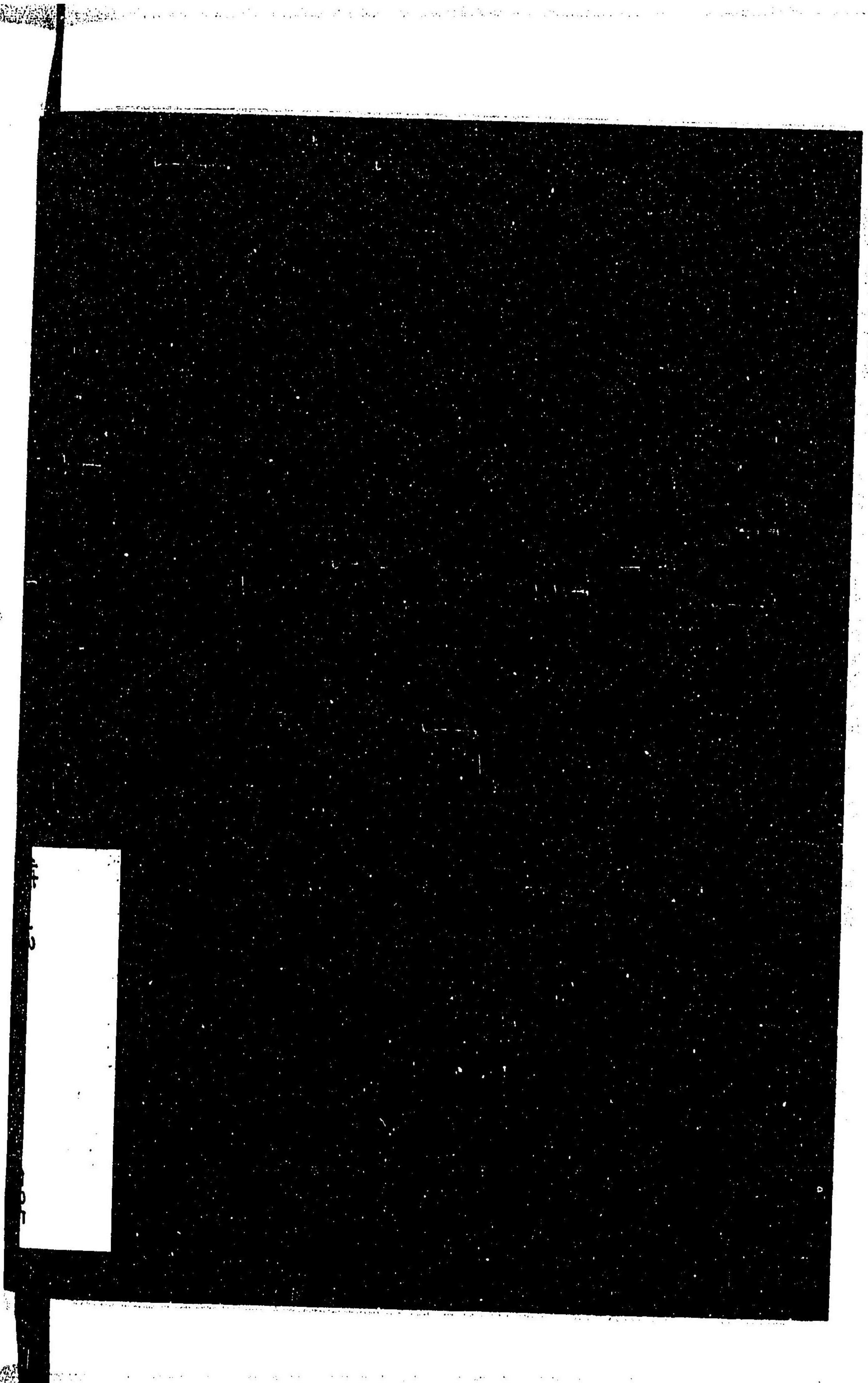
書前川源七郎

梅原龜七

肆小谷外兵衛

山口恒七

印刷大阪北久太郎印刷製造所



144
S
17

特 13

725

人の了簡選

国立国会図書館